

〒 102-8275

東京都千代田区九段南4-8-24
日本大学本部学生支援部学生課 気付

日本大学全学文化行事 N. 募金 御中

登録ID 131401

- このたびは UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の人道援助活動に、温かいご支援をいただき、心から御礼申し上げます。
お寄せいただいたご寄付について、領収証をお送りいたしますので、ご査収ください。
本領収証は、申告書に添付する必要がありますので、下部を切り離さずに大切に保管してください。

寄付金控除等のご案内

認定 NPO 法人である当協会へのご寄付ならびにご遺贈は、税制上の優遇措置の対象となります。

個人:所得税について、下記のどちらかを選択できます。

所得控除を選択した場合: (合計寄付金額 - 2,000 円) を年間所得から控除

税額控除を選択した場合: (合計寄付金額 - 2,000 円) × 40% を所得税額から控除

*2011(平成23)年分(領収証記載受領日が2011年1月1日以降)から税額控除できるようになりました。

控除を受けるためには確定申告が必要です。本領収証を、お手続きにご利用ください。

*東京都にお住まいの方は、個人都民税の控除も受けられます。(合計寄付金額 - 2,000 円) × 4% を税額控除できます。2011(平成23)年分(領収証記載受領日が2011年1月1日以降)から寄付金下限額が引き下げられました。

法人:一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金として算入することができます。

領収証に関するご案内

個人:ご寄付の都度、領収証をお送りいたします。領収証ご不要、または年1回の送付をご希望の方は、当協会までご連絡ください。確定申告にはご本人名義(お一人)の領収証のみ有効です。

法人:ご寄付の都度、領収証をお送りいたします。

決算月をご連絡くださった場合にはその時期にお送りいたします。

—————切り離さずに申告書に添付してください—————

領 収 証

No. C - 381281

日本大学全学文化行事 N. 募金 御中

下記金額は難民支援のための特定非営利活動へのご寄付であることを証明いたします。

合計金額: ¥ 1,097,502-

明 細

| | 受 領 日 | 金 額 |
|---|------------|-------------|
| 1 | 2013/01/31 | ¥ 1,097,502 |

【国税庁 認定NPO法人】【課法11-166 2009年6月29日認定】

※認定対象期間: 2009/07/01-2014/06/30
当寄付金は所得税・法人税・相続税の控除対象です
当寄付金は東京都の条例指定対象寄付金です

寄付金控除についてはお近くの税務署までお問い合わせください。

JAPAN FOR



UNHCR

国連UNHCR協会



特定非営利活動法人 国連UNHCR協会
〒107-0062 東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター3F
TEL: 03-3499-2450 FAX: 03-3499-2273

〒 102-8275

東京都千代田区九段南4-8-24
日本大学本部学生支援部学生課 気付

日本大学全学文化行事 N. 募金 御中

登録ID 131401

このたびは UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の人道援助活動に、温かいご支援をいただき、心から御礼申し上げます。
お寄せいただいたご寄付について、領収証をお送りいたしますので、ご査収ください。
本領収証は、申告書に添付する必要がありますので、下部を切り離さずに大切に保管してください。

寄付金控除等のご案内

認定 NPO 法人である当協会へのご寄付ならびにご遺贈は、税制上の優遇措置の対象となります。

個人: 所得税について、下記のどちらかを選択できます。

所得控除を選択した場合: (合計寄付金額 - 2,000 円) を年間所得から控除

税額控除を選択した場合: (合計寄付金額 - 2,000 円) × 40% を所得税額から控除

*2011(平成 23)年分(領収証記載受領日が 2011 年 1 月 1 日以降)から税額控除できるようになりました。

控除を受けるためには確定申告が必要です。本領収証を、お手続きにご利用ください。

*東京都にお住まいの方は、個人都民税の控除も受けられます。(合計寄付金額 - 2,000 円) × 4% を税額控除できます。2011(平成 23)年分(領収証記載受領日が 2011 年 1 月 1 日以降)から寄付金下限額が引き下げられました。

法人: 一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金として算入することができます。

領収証に関するご案内

個人: ご寄付の都度、領収証をお送りいたします。領収証ご不要、または年 1 回の送付をご希望の方は、当協会までご連絡ください。確定申告にはご本人名義(お一人)の領収証のみ有効です。

法人: ご寄付の都度、領収証をお送りいたします。

決算月をご連絡くださった場合にはその時期にお送りいたします。

—————切り離さずに申告書に添付してください—————

領 収 証

No. C - 384818

日本大学全学文化行事 N. 募金 御中

下記金額は難民支援のための特定非営利活動へのご寄付であることを証明いたします。

合計金額: ¥ 152,400-

明 細

| | 受 領 日 | 金 額 |
|---|------------|-----------|
| 1 | 2013/02/28 | ¥ 152,400 |

【国税庁 認定NPO法人】【課法11-166 2009年6月
29日認定】
※認定対象期間: 2009/07/01-2014/06/30
当寄付金は所得税・法人税・相続税の控除対象です
当寄付金は東京都の条例指定対象寄付金です

寄付金控除についてはお近くの税務署までお問い合わせください。



国連UNHCR協会

UNHCR



特定非営利活動法人 国連UNHCR協会
〒107-0062 東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター3F
TEL: 03-3499-2450 FAX: 03-3499-2273

〒 102-8275

東京都千代田区九段南4-8-24
日本大学本部学生支援部学生課 気付

日本大学全学文化行事 N. 募金 御中

登録ID 131401

- 一 このたびは UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の人道援助活動に、温かいご支援をいただき、心から御礼申し上げます。
お寄せいただいたご寄付について、領収証をお送りいたしますので、ご査収ください。
本領収証は、申告書に添付する必要がありますので、下部を切り離さずに大切に保管してください。

寄付金控除等のご案内

認定 NPO 法人である当協会へのご寄付ならびにご遺贈は、税制上の優遇措置の対象となります。

個人:所得税について、下記のどちらかを選択できます。

所得控除を選択した場合: (合計寄付金額 - 2,000 円) を年間所得から控除

税額控除を選択した場合: (合計寄付金額 - 2,000 円) × 40% を所得税額から控除

*2011(平成 23)年分(領収証記載受領日が 2011 年 1 月 1 日以降)から税額控除できるようになりました。

控除を受けるためには確定申告が必要です。本領収証を、お手続きにご利用ください。

*東京都にお住まいの方は、個人住民税の控除も受けられます。(合計寄付金額 - 2,000 円) × 4% を税額控除できます。2011(平成 23)年分(領収証記載受領日が 2011 年 1 月 1 日以降)から寄付金下限額が引き下げられました。

法人:一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金として算入することが可能です。

領収証に関するご案内

個人:ご寄付の都度、領収証をお送りいたします。領収証ご不要、または年 1 回の送付をご希望の方は、当協会までご連絡ください。確定申告にはご本人名義(お一人)の領収証のみ有効です。

法人:ご寄付の都度、領収証をお送りいたします。

決算月をご連絡くださった場合にはその時期にお送りいたします。

—————切り離さずに申告書に添付してください—————

領 収 証

No. C - 390864

日本大学全学文化行事 N. 募金 御中

下記金額は難民支援のための特定非営利活動へのご寄付であることを証明いたします。

合計金額: ¥ 52,250-

明 細

| | 受 領 日 | 金 額 |
|---|------------|----------|
| 1 | 2013/03/22 | ¥ 52,250 |

【国税庁 認定NPO法人】【課法11-166 2009年6月
29日認定】
※認定対象期間: 2009/07/01-2014/06/30
当寄付金は所得税・法人税・相続税の控除対象です
当寄付金は東京都の条例指定対象寄付金です

寄付金控除についてはお近くの税務署までお問合わせください。



国連UNHCR協会

特定非営利活動法人 国連UNHCR協会
〒107-0062 東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター3F
TEL: 03-3499-2450 FAX: 03-3499-2273

